

(表紙)

おおた高齢者施策推進プラン

大田区高齢者福祉計画・

第9期大田区介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

【概要版】

令和6年3月



大田区

音声

コード

1. おおた高齢者施策推進プランについて

大田区では、高齢者が元気な状態を維持し、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、区が行う事業・取組についてまとめた「おおた高齢者施策推進プラン」を3年ごとに策定しています。

令和6年度から8年度を計画期間とする今期の計画においては、以下のような基本理念・基本目標を設定し、取組を進めていきます。

【計画の基本理念】

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります

基本目標1 一人ひとりが生きがいや役割をもって輝けるまち

- 高齢者全体の8割以上を占める、支援や介護を必要としていない元気な高齢者に健康の維持や増進に向けた支援を行います。地域や社会で自分にあったスタイルで働いたり、また社会参加・介護予防など様々な活動を行ったりすることで、生きがいや役割をもって輝きながら暮らせるまちをめざします。
- これまでの人生で培ってきた経験や知識を生かしながら、地域活動の担い手として、さらにその育成に関わる人が増えていく取組を進めます。

基本目標2 サービスが必要になっても、自分らしい暮らし方を実現できるまち

- 支援や介護が必要となった高齢者が、地域の中で自分らしく暮らすために必要な介護や在宅医療等のサービスについて、今後、介護人材の確保が一層困難となると考えられるなどの状況にあっても、効果的かつ効率的に提供される体制整備を推進していくことをめざします。

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

- 高齢者が地域の中で、個人の生命や身体・財産等が十分に守られながら安心して生活を営めるよう、普段の生活で不安と感じる「住まいの確保」や「地域の多様な主体による見守り」、また、「災害等の緊急時における危機管理の実践」などに向け、必要なサービスが地域の多様な主体により、適切、かつ、円滑に提供される体制の構築を推進していきます。

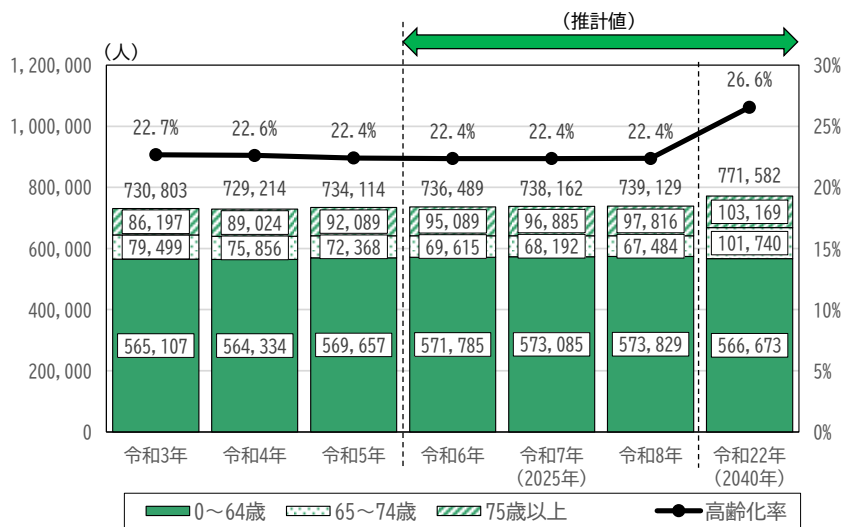
基本目標4 思いやりの気持ちで互いに助け合い、尊厳をもって暮らせるまち

- 地域で暮らす高齢者を支えるため、地域住民をはじめ多様な主体が互いにつながり、助け合うまちづくりを進めます。
- 団塊の世代全てが75歳以上となる2025年はもとより、2040年代には人口構成やそれに伴う社会構造が大きく変化することにより、高齢単身世帯の拡大や介護ニーズの高い後期高齢者の増加、生産年齢人口の減少等が見込まれます。こうした社会変化の中で顕在化する地域生活課題に的確に対応していくため、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターの機能強化を図り、また、高齢者を支える地域の多様な主体によるネットワークと公的なサービスによる包括的な支援を可能としていく仕組みを構築していきます。

音声
コード

2. 大田区の高齢者を取りまく状況

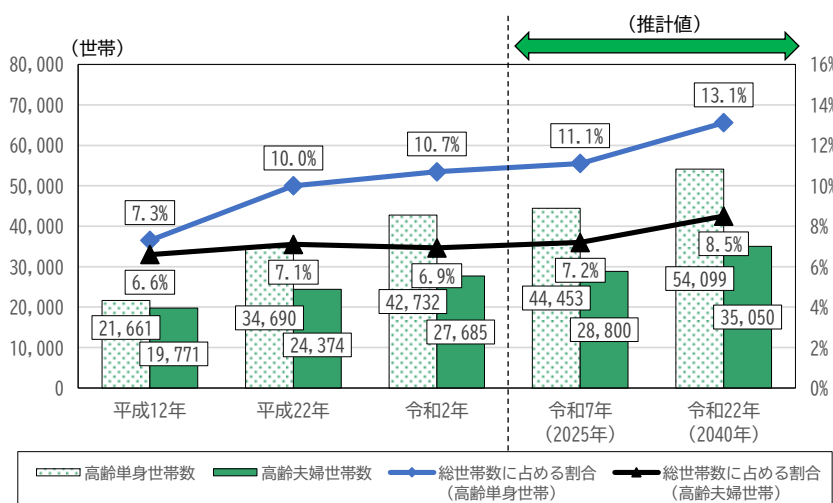
(1) 大田区の人口及び高齢者数の推移と将来推計



- 令和3年～4年にかけて総人口の減少がみられましたが、その後は増加が続くと推計されます。
- なお、前期高齢者(65～74歳)は令和8年まで減少した後、増加に転じる見込みです。また、後期高齢者及び高齢者全体の数は増加が続くと推計されます。

※出典：大田区住民基本台帳
(令和6年以降は推計値)

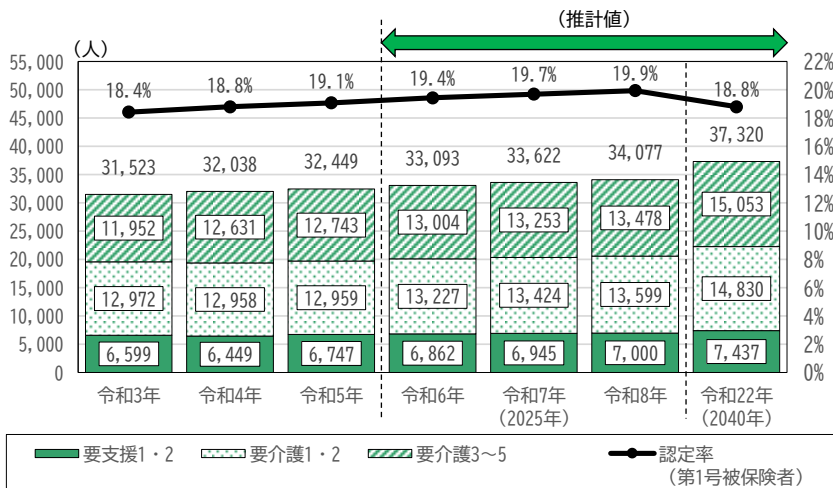
(2) 高齢単身世帯数・高齢夫婦世帯数の推移と将来推計



- 高齢単身世帯と高齢夫婦世帯(65歳以上の夫と60歳以上の妻のみからなる世帯)は、令和2年時点で全世帯の17.6%を占めています。
- いずれの世帯も増加が続いており、今後も増加が見込まれます。

※出典：国勢調査(令和7年以降は推計値)

(3) 大田区の要介護・要支援認定者数の推移と将来推計



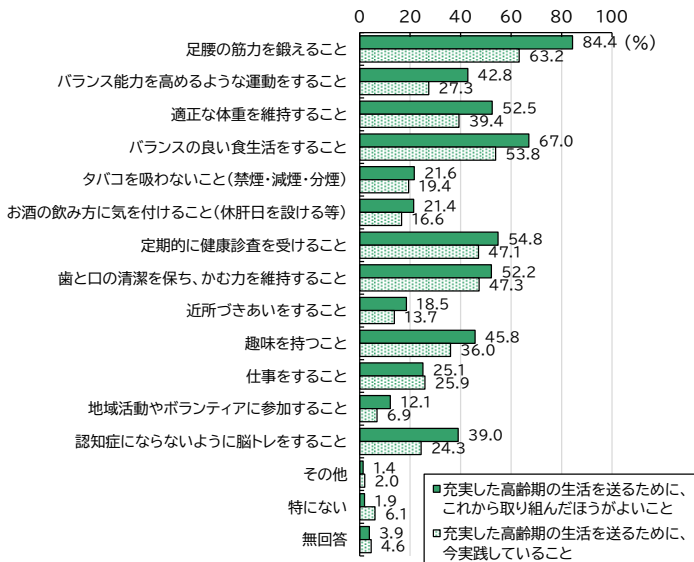
- 要介護・要支援の認定を受けている方(認定者)は、令和5年時点で約3.2万人であり、以降も増加傾向にあります。
- 認定者数は今後も増加が続くと予想され、第9期計画の最終年度である令和8年には3.4万人に達する見込みです。

※出典：介護保険事業状況報告
(令和6年以降は推計値)

音声
コード

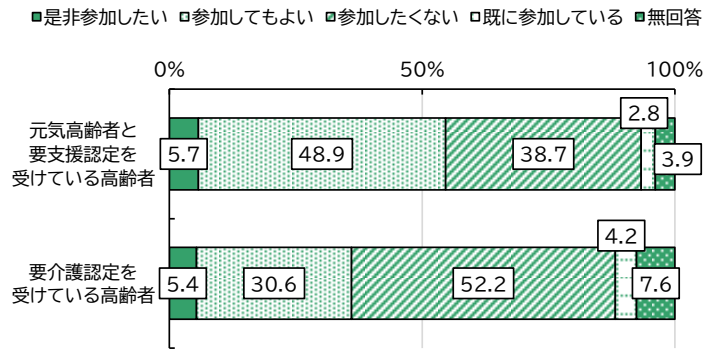
(4) 介護予防・重度化防止の取組

●充実した高齢期を過ごすことを目指し、区内の元気高齢者等が様々なことに取り組んでいることがうかがえます。



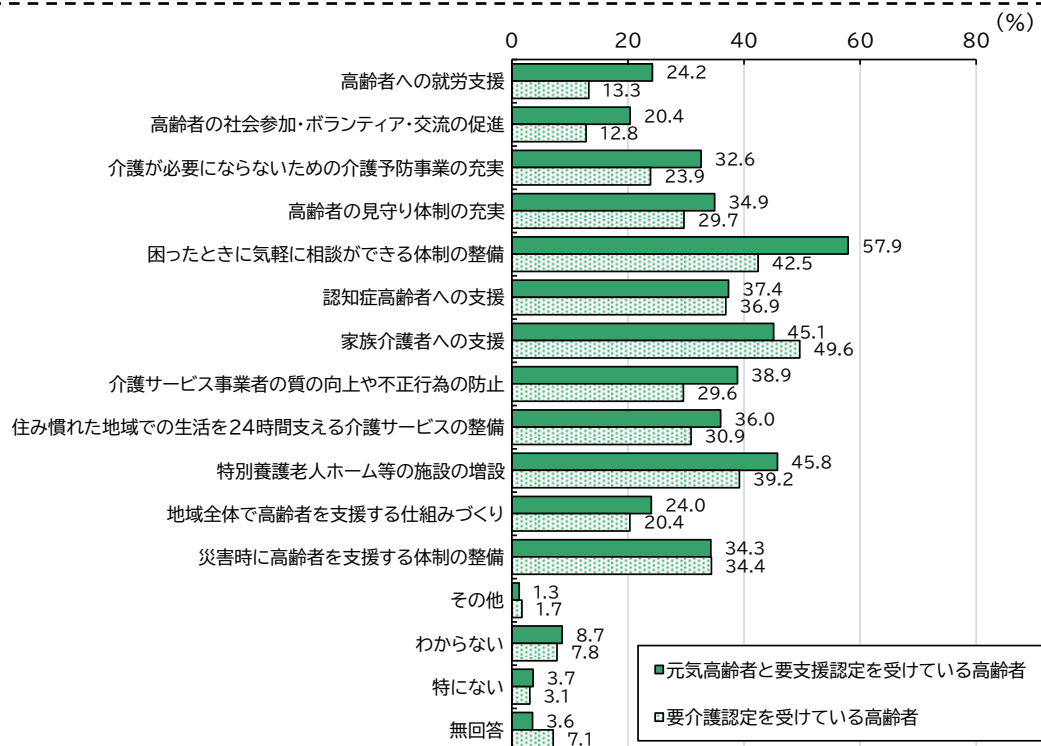
(5) 地域活動への参加意向

●地域づくりの活動に参加することに対し、元気高齢者等では肯定的な意見が多く見られますが、要介護認定者においては、「参加したくない」が約5割となっています。



(6) 区に求める事業やサービス

●今後、区が特に力を入れて取り組むべきと考えられる事業・サービスについては、「困ったときに気軽に相談ができる体制の整備」や「家族介護者への支援」などの高齢者やその家族を支援する取組や体制の整備等が求められています。



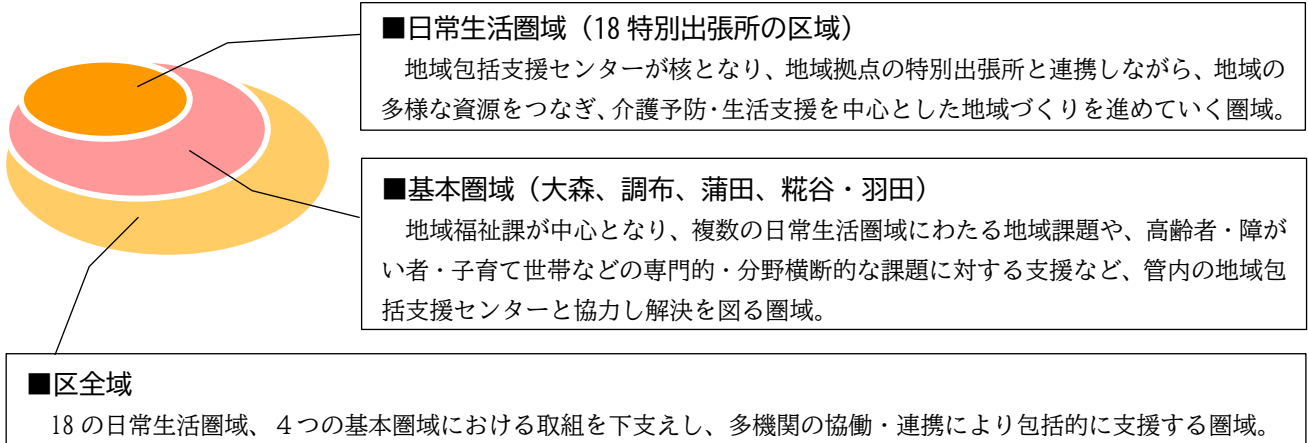
音声
コード

※(4)～(6)出典：令和4年度大田区高齢者等実態調査

3. 大田区の日常生活圏域

大田区では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を効果的に進めるため、18の日常生活圏域と4つの基本圏域を設定しています。

第9期計画においても、以下のような3層圏域による相互連携を深め、18の日常生活圏域の実情に即した地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組みます。



【大田区の日常生活圏域】



音声
コード

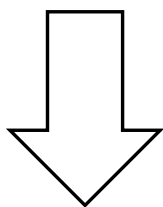
4. 大田区の実践（大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護）

大田区では第8期計画において、団塊の世代の方が75歳以上になる2025年、高齢者になりました。第9期計画においても引き続き、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしたい地域共生社会の実現に向け様々な取り組みを進めます。

基本構造

公的支援
(フォーマルサービス)
・保険給付
・その他の行政サービス

非公的支援
(インフォーマルサポート)
・地域組織化活動(社会福祉協議会等)
・互助



**地域共生社会
構築の基盤**

包括的相談支援

参加支援

地域

医療

病院・診療所・薬局

在宅医療相談窓口

障がい者総合サポートセンター

住まい

居住支援協議会

施設・居住系

大田区役所

社会福祉協議会

(おおた成年後見センター・
おおた地域共生ボランティアセンター・
大田区 いきいきしごとステーション)

非公的支援(インフォーマル
サポート)のプラットフォーム

シルバー人材センター

企業・事業者

民生委員、認知症サポーター、フレイル、
自治会・町会、商店街、シニアクラブ、

生活支援

切れ目のない支援

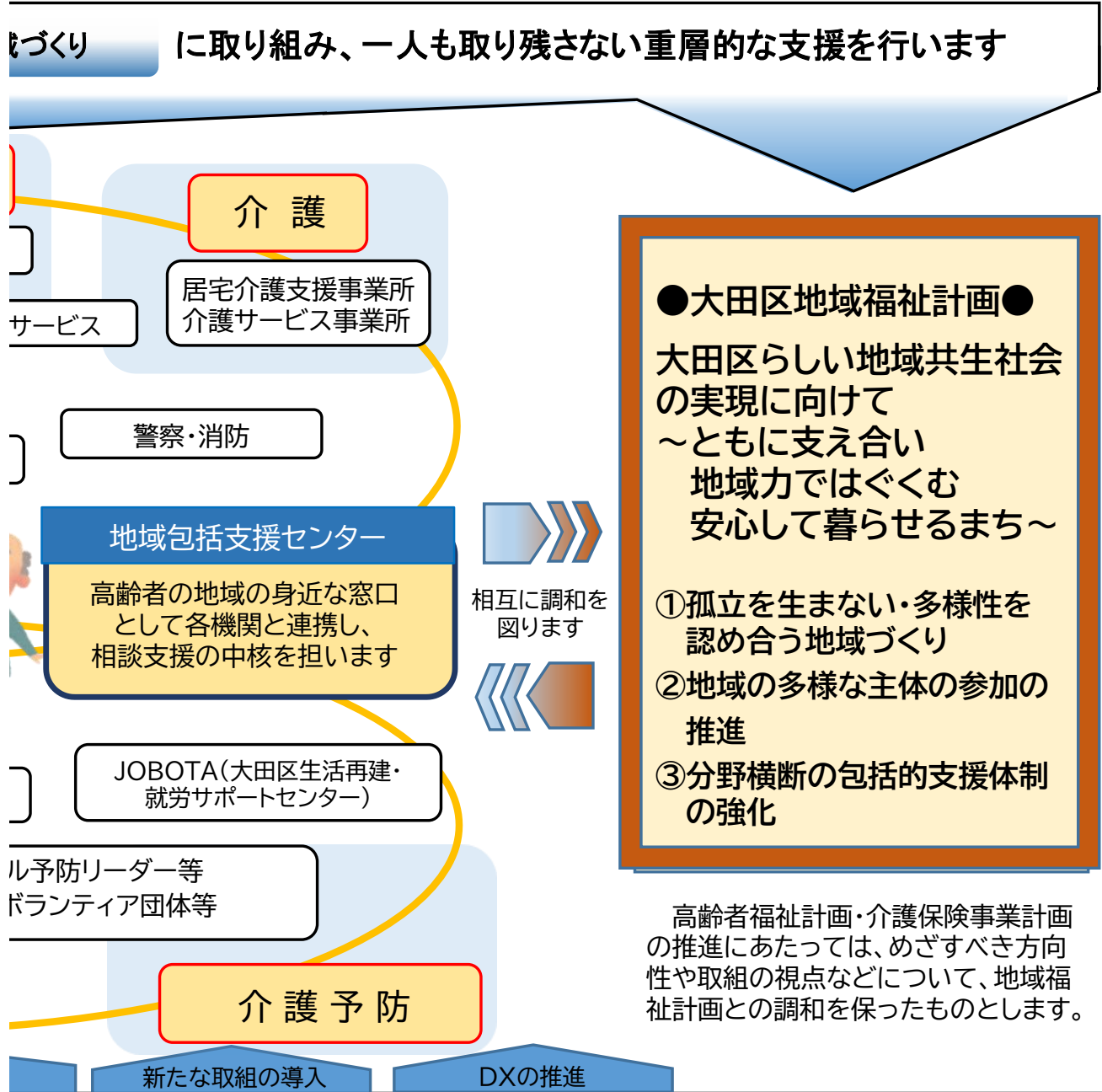
地域力

- 地域の複雑・複合化した生活課題を抱える高齢者等の支援につなげて的サービスを組み合わせた地域ネットワークの強化を図ります。
- 高齢者の地域における生活支援・介護予防においては、参加の輪をその活性化を図ります。
- 地域包括支援センターを含む多様な主体が互いに連携を深め、培った「福祉計画」に定められる方向性との調和を図りながら、地域包括ケアを推進します。
- これらの取組にあたっては、これまでと同様に「切れ目のない支援」「地域力を充実・改善していきます。さらには、「DXの推進」を新たな視点として加

音声
コード

保険事業計画概念図)

人口がピークを迎える2040年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組ませるまちをつくります」を基本理念に、地域包括ケアシステムの深化・推進と、大田区



●大田区地域福祉計画●

大田区らしい地域共生社会の実現に向けて
～ともに支え合い
地域力ではぐくむ
安心して暮らせるまち～

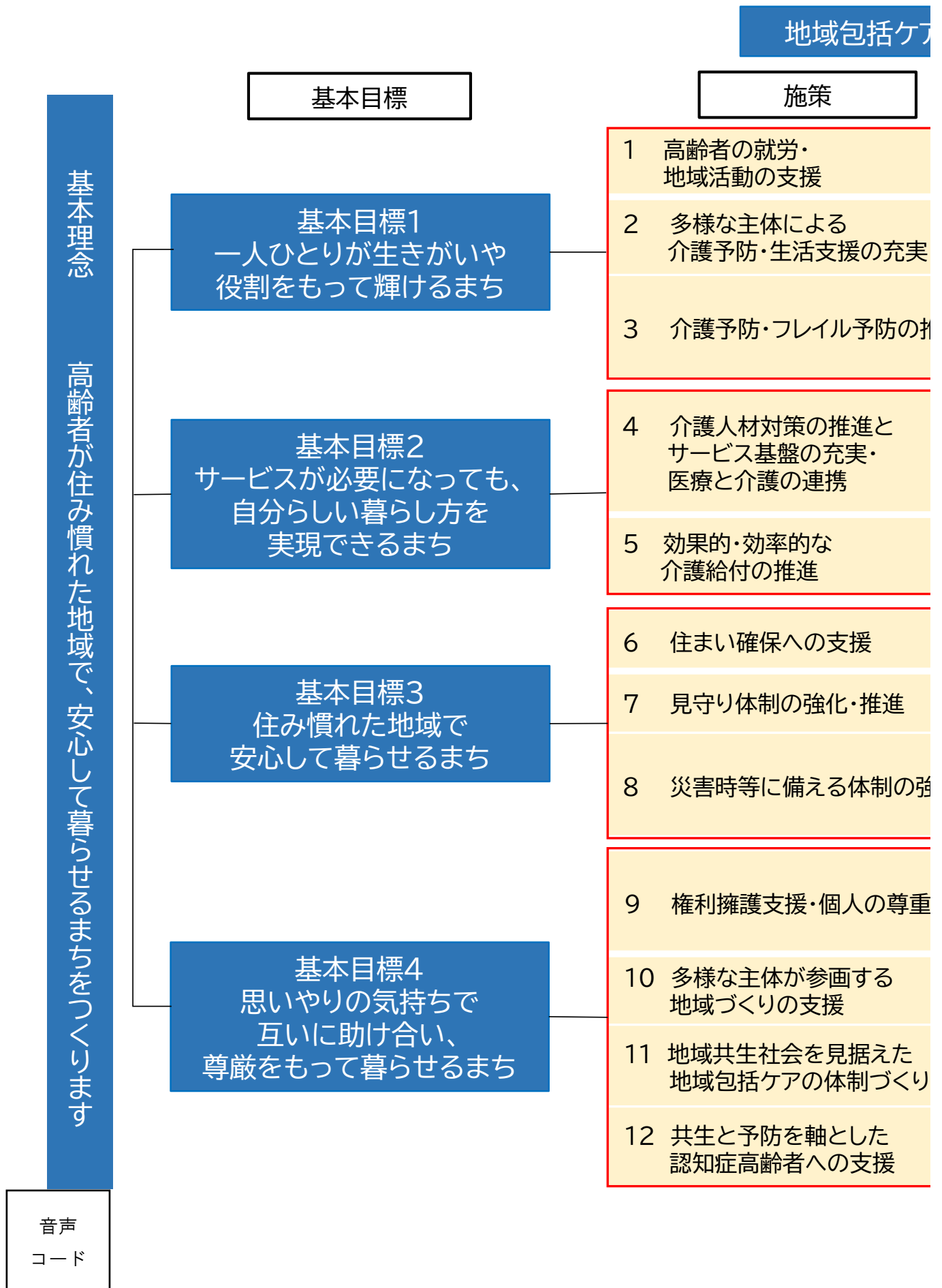
- ①孤立を生まない・多様性を認め合う地域づくり
- ②地域の多様な主体の参加の推進
- ③分野横断の包括的支援体制の強化

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進にあたっては、めざすべき方向性や取組の視点などについて、地域福祉計画との調和を保ったものとします。

いくため、地域包括支援センターをはじめとする様々な相談支援機関との連携等により必要な社会資源や公
り家族や現役世代にも広げ、多様な主体の参画による『互助』が充実した地域づくりに取り組み、地域全体の
ノウハウを世代・分野を超えた課題解決につなげていきます。また、福祉分野の上位計画である「大田区地域
テムの深化・推進により、「大田区らしい地域共生社会の実現」を図ってまいります。
地域力」「新たな取組の導入」の3つの視点を踏まえ、PDCAサイクルによる事業評価・検証のもとに取組内容を
、地域ネットワークや関係機関等との連携、情報共有の効率化を図ってまいります。

音声
コード

5. 大田区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系図



アシステムの深化・推進と大田区らしい地域共生社会の実現に向けて

施策の方向性

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます ○ 就労や社会参加を支援する関係機関との連携を強化し、各々の強みを生かす取組を進めます
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な主体による介護予防・生活支援の体制づくりを進めます ○ 自立支援に向けた規範的統合の推進とケアマネジメントの質の向上をめざします
佳進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が取り組みやすく、継続できる効果的な介護予防事業を推進します ○ 「運動・栄養+口腔・社会参加」への取組を啓発し、フレイル予防の拡充を図ります ○ 多様な通いの場の確保と利用促進を進めます ○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な介護サービス基盤を整備します ○ 業務の効率化・外国人人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます ○ 自立支援・重度化防止に資する介護サービスをめざします ○ 医療と介護の連携を推進します ○ 仕事と介護の両立支援に取り組みます
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切かつ公平な要介護認定に向けた取組を進めます ○ 自立支援に資するケアマネジメント力を強化します ○ 適正な介護報酬請求を促し、介護事業者の健全な運営を支援します
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居住支援の事業・取組を充実し、施設整備を含めた高齢者の住まいの確保を図ります ○ 住まいに伴う生活支援サービスの提供に取り組みます
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の多様な主体の参画による見守りネットワーク事業の拡充を進めます ○ ひとり暮らし高齢者の孤立化防止を進めます
強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時から災害時・緊急時を想定し、健康面での危機管理に配慮する視点ももちながら備える体制づくりを進めます ○ 避難に支援を必要とする方の、緊急時の避難行動に関する計画作成を支援します ○ 災害によらない緊急時にも、関係機関との円滑な連携により対応します
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度等の周知・利用促進に努めます ○ 人生を安心して暮らせるよう老いじたくを推進します ○ 高齢者の尊厳ある生活を支援します ○ 権利擁護の促進に資する体制の整備を図ります
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援サービスの体制整備を図ります ○ 高齢者を中心とした地域の多様な主体が集い、活躍する拠点を構築します
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの相談支援機能等の強化を推進します ○ 地域ケア会議を通じて、地域の課題解決に向けた取組を推進します ○ 高齢者の地域での在宅生活を支えます
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の共生と予防への理解を深める地域づくりを進めます ○ 早期診断・早期対応のための体制整備を推進します ○ 若年性認知症の人と家族への支援を推進します

音声
コード

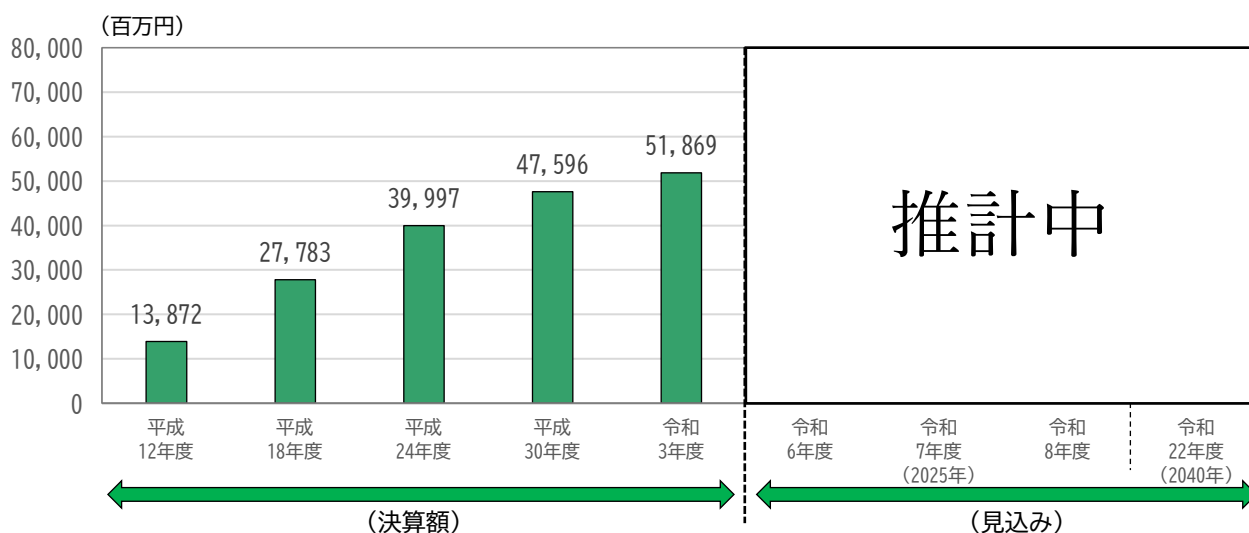
6. 介護保険事業への取組について

(1) 介護保険サービス量の見込みと介護保険料

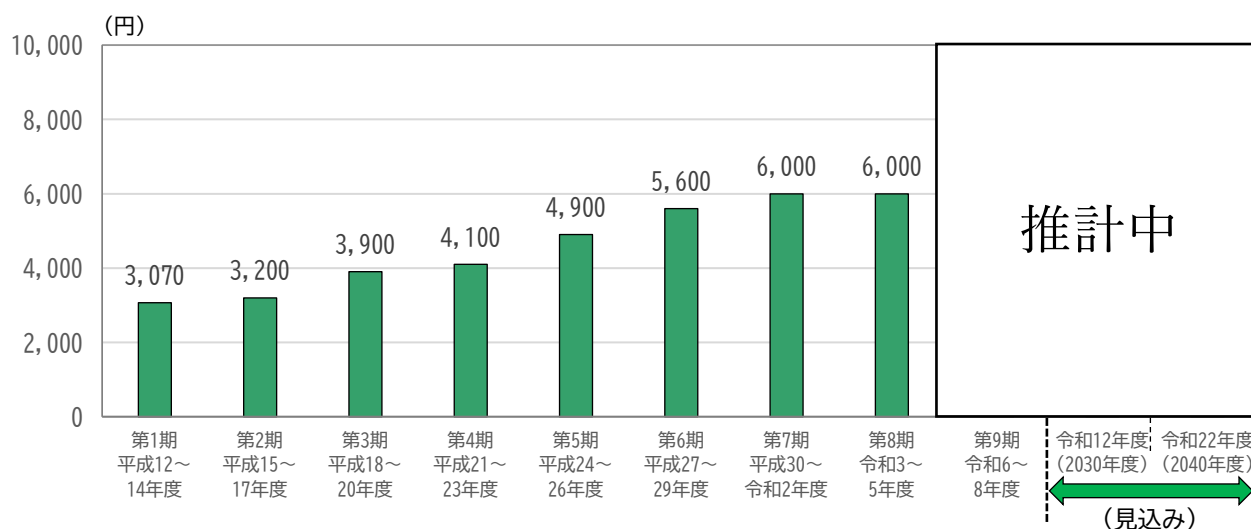
介護保険制度は、その創設（平成12年）から20年以上が経過し、支援や介護を必要とする高齢者の生活を支える制度として定着しています。区では、「おおた高齢者施策推進プラン」を3年ごとに策定する際に、介護サービスの給付見込みや、介護保険事業の円滑な事業運営に関する取組等についても取りまとめをおこなっております。

高齢化の進行に伴い、介護サービスを利用する方が年々増加していることから、介護給付費は増加し、それによって第1号被保険者の介護保険料も上昇しています。大田区における介護給付費、介護保険料のこれまでの推移及び今後の見込みについては以下のとおりです。

①介護保険給付額（標準給付額）の推移と今後の見込み



②介護保険料（第1号被保険者）の推移と今後の介護保険料



音声
コード

- 介護保険の財源は、介護サービス利用者の自己負担分を除き、介護給付費の約23%を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料でまかなっています。
- 第9期の保険料（基準額）は、今後の介護給付費の伸び等を勘案し、推計中となります。

推計中

(2) 持続可能な介護保険制度の実現に向けた取組

介護保険の給付額の増加が続く中、区では持続可能な介護保険制度の実現に向けて、以下のような取組を進めています。

また、高齢者やその家族の暮らしを支える医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などの適切なサービスが円滑に提供される「地域包括ケアシステム」について、区では介護保険制度の持続性を確保するという観点からも、その深化・推進に向けた取組を続けていきます。

①介護サービス事業量の見込に応じた供給の確保

【居宅サービス及び地域密着型サービス】

- ・要介護・要支援認定者の増加が見込まれる中、高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り自宅を中心とする住み慣れた地域において日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービスを中心とした支援体制の充実を図ります。

【施設サービス】

- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、中重度の要介護者における一定の受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な特別養護老人ホーム等の整備量を適切に定めるため、東京都と連携し、これらの設置状況等の必要な情報を把握します。

【地域支援事業】

- ・地域支援事業の実施にあたっては、各事業の実施状況や効果を評価・検証し、PDCA サイクルに基づく業務改善に取り組みながら、より効果的、効率的な事業運営を進めます。

②円滑な事業運営

【介護保険料収入の確保】

- ・納付勧奨業務を強化するなど、保険料収入の安定的な確保に努めます。

【事業所の適正な指定等】

- ・制度改正により新設されるサービス等の情報提供や事業者からの相談対応を随時行い、円滑な事業者指定を推進します。
- ・電子申請・届出システムの導入等、介護事業者の負担軽減に努めていきます。
- ・事業所の開設や適切な事業運営等について事業者を支援し、利用者が安全で質の高いサービスを受けられるよう取り組みます。

【介護保険制度や介護サービス等に係る情報提供】

- ・要介護状態の予防、軽減・悪化の防止といった介護保険制度の基本的理念を周知します。
- ・介護予防の取組や、配食、見守り等の生活支援など、多様な選択肢から適切なサービスが受けられるよう、有益な情報を発信していきます。
- ・介護事業所の情報等や様々な介護サービスに係る情報を発信していきます。

③利用者の負担軽減等

【介護保険サービス等の利用者に対する負担軽減策】

- ・月のサービス利用額が上限額を超えた利用者に対し、高額介護（予防）サービス費や高額医療合算介護（予防）サービス費の支給など、一定の条件の下で支援を行います。

【介護保険施設等の利用者に対する負担軽減策】

- ・所得の低い方が施設への入所や短期入所サービスを利用する際に、居住費・食費等の利用者負担額の一部について支援を行います。

【その他の負担軽減策】

- ・所得が低い方の経済的な負担軽減を図るため、世帯の家計状況を考慮した介護保険料の減額を行います。
- ・そのほかにも、生計困難者に対する利用者負担の軽減等、様々な支援を行います。

各取組の具体的な内容については、
計画書本編をご覧ください。

音声
コード

(裏表紙)

おおた高齢者施策推進プラン
～大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画～
【概要版】

発行年月：令和6年3月

発行：大田区福祉部高齢福祉課・介護保険課

電話：03-5744-1257【高齢福祉課】

03-5744-1732【介護保険課】

音声
コード